(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十六年七月十六日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十六年七月十六日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十六年七月十八日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（三十年）（第八回）	一・八％	平成四十四年十一月二十二日	六十億円
利付国庫債券（三十年）（第十二回）	二・一％	平成四十五年九月二十日	四十億円
利付国庫債券（三十年）（第十四回）	二・四％	平成四十六年三月二十日	百二十億円
利付国庫債券（三十年）（第十九回）	二・三％	平成四十七年六月二十日	十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	七十二億円
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	五十二億円
利付国庫債券（三十年）（第二十四回）	二・五％	平成四十八年九月二十日	二十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	二百十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十九回）	二・四％	平成五十年九月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	二百億円
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	百億円
利付国庫債券（三十年）（第三十五回）	二・〇％	平成五十三年九月二十日	二百五十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	六百十四億円
利付国庫債券（三十年）（第三十八回）	一・八％	平成五十五年三月二十日	二百九十五億円
利付国庫債券（三十年）（第三十九回）	一・九％	平成五十五年六月二十日	五億円
利付国庫債券（三十年）（第四十一回）	一・七％	平成五十五年十二月二十日	百億円
利付国庫債券（三十年）（第四十二回）	一・七％	平成五十六年三月二十日	二百十八億円
利付国庫債券（四十年）（第一回）	二・四％	平成六十年三月二十日	二百三億円
利付国庫債券（四十年）（第二回）	二・二％	平成六十一年三月二十日	三百三十二億円
利付国庫債券（四十年）（第三回）	二・二％	平成六十二年三月二十日	十七億円
利付国庫債券（四十年）（第四回）	二・二％	平成六十三年三月二十日	十五億円
利付国庫債券（四十年）（第五回）	二・〇％	平成六十四年三月二十日	四億円

○財務省告示第二百五十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年七月二十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年八月八日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百四回及び第三百五回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行